

# 規 則

「行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則」をここに公布する。

令和7年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第16号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(千曲市組織規則の一部改正)

第1条 千曲市組織規則(平成15年千曲市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 福祉課

ア 公印の管守に関する事。

イ 所の庶務に関する事。

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に関する事。

エ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に関する事。

オ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関する事。

カ 社会福祉の統計及び報告に関する事。

キ 民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく民生委員及び児童委員に関する事。

ク 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関する事。

第6条第2号に次のように加える。

ウ 女性相談に関する事。

第15条の次に次の1条を加える。

(館長)

第15条の2 文化会館及び博物館に館長を置くことができる。

2 館長は、上司の命を受けて館の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

別表第1中

「

秘書広報課	秘書係
	広報広聴係

」を

「

秘書広報課	秘書係
	広報広聴係
	行政マネジメント係

」に、

「

	危機管理防災課	防災係
		消防係
	行政マネジメント室	行政マネジメント係

」を

	危機管理防災課	防災係
		消防係

」に、

「開発推進係」を「共創推進係」に、

	健康推進課 (こども家庭センター)	国保医療係
		予防保健係
		保健センター母子保健係
		保健センター保健事業推進係
		保健センター健康増進係
	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画係
次世代支援部	こども未来課 (こども家庭センター)	子育て支援係
		こども家庭相談係
	保育課	保育・幼稚園係
		保育施設係
経済部	産業振興課	産業振興係

」を

	健康推進課 (こども家庭センター)	国保医療係
		保健センター予防保健係
		保健センター母子保健係
		保健センター保健事業推進係
		保健センター健康増進係
	人権政策課	人権政策係
経済部	商工課	商工労政係

」に、

	観光課	観光誘客係
	ふるさと振興課	移住定住推進係
		ふるさと納税推進係
	日本遺産推進室	日本遺産推進係

」を

	ふるさと振興課	移住定住推進係
		ふるさと納税推進係

」に、

	上下水道課	管理係
		下水道係

」を

	上下水道課	管理係	
		下水道係	
文化観光スポーツ部	観光課	観光誘客係	
		日本遺産推進係	
	文化課	文化会館	文化振興係
			更埴文化会館庶務係
			更埴文化会館業務係
			上山田文化会館庶務係
		上山田文化会館業務係	
	歴史文化財センター	博物館	文化財係
			埋蔵文化財係
			森將軍塚古墳館学芸係
			さらしなの里歴史資料館学芸係
		武水別神社神官松田邸学芸係	
	スポーツ課		スポーツ振興係
			施設整備係
	国スポ・全障スポ推進室		総務係
競技係			
会場係			

」に改める。

別表第2 総務部の部秘書広報課の款に次のように加える。

- 8 事業の見直しに関する事。
- 9 行政経営の効率化に関する事。

別表第2 総務部の部行政マネジメント室の款を削り、同表企画政策部の部総合政策課の款中11の項を12の項とし、同款10の項中「地方創生戦略」を「地方創生」に改め、同項の次に次のように加える。

- 11 活力あるまちづくりに関する事。

別表第2 企画政策部の部総合政策課の款に次のように加える。

- 13 自動車及び自転車駐車場に関する事。

別表第2 企画政策部の部公民共創推進室の款1の項中「地域開発」を「公民共創」に改め、同表市民環境部の部環境課の款10の項を次のように改める。

- 10 一般廃棄物処理施設に関する事。

別表第2 市民環境部の部市民課の款中4の項から8の項までを次のように改める。

- 4 人口動態に関する事。
- 5 自衛隊員募集に関する事。
- 6 個人番号カードに関する事。
- 7 旅券発給に関する事。
- 8 国民年金に関する事。

別表第2 市民環境部の部市民生活課の款を次のように改める。

市民生活課

- 1 防犯に関する事。
- 2 交通安全の推進に関する事。
- 3 市営入浴施設の管理運営に関する事。
- 4 市民協働に関する事。
- 5 区長会連合会及びコミュニティ振興に関する事。

別表第2 健康福祉部の部福祉課の款を次のように改める。

福祉課

- 1 生活保護法に関する事。
- 2 中国残留法人等の援護に関する事。
- 3 行路病人、行路死亡人の取扱いに関する事。
- 4 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関する事。
- 5 児童福祉法に関する事。
- 6 身体障害者福祉法に関する事。
- 7 知的障害者福祉法に関する事。
- 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に関する事。

- 9 精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- 10 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）に関する事。
- 11 更生保護に関する事。
- 12 民生委員及び児童委員に関する事。
- 13 社会福祉法人等の指導監査に関する事。
- 14 社会福祉協議会に関する事。

別表第 2 健康福祉部の部健康推進課の款中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 5 福祉医療給付金制度に関する事。

別表第 2 健康福祉部の部健康推進課の款中 6 の項及び 7 の項を削り、8 の項を 6 の項とし、9 の項から 11 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 健康福祉部の部人権・男女共同参画課の款を次のように改める。

#### 人権政策課

- 1 人権擁護委員に関する事。
- 2 犯罪被害者等支援に関する事。

別表第 2 次世代支援部の部を削り、同表経済部の部産業振興課の款中「産業振興課」を「商工課」に改め、同部農林課の款に次のように加える。

- 14 姨捨棚田の活用に関する事。
- 15 姨捨棚田に係る関係機関並びに他部局等との調整及び連携に関する事。

別表第 2 経済部の部中観光課の款及び日本遺産推進室の款を削り、同表建設部の部の次に次のように加える。

#### 文化観光スポーツ部

##### 観光課

- 1 観光の振興に関する事。
- 2 観光基盤の整備及び管理に関する事。
- 3 観光産業の活性化に関する事。
- 4 温泉の保護及び活用に関する事。
- 5 日本遺産推進協議会の事務局に関する事。
- 6 日本遺産センターの運営及び維持管理に関する事。
- 7 日本遺産の推進及び活用に関する事。

##### 文化課

- 1 文化芸術の振興に係る施策の企画及び連絡調整に関する事。
- 2 文化及び芸術の振興の推進に関する事。
- 3 文化事業の企画及び調査に関する事。
- 4 文化芸術施設の設置、廃止及び財産の管理に関する事。

- 5 千曲市文化会館運営委員会に関する事。
- 6 文化芸術係団体及び関係機関等の連絡調整に関する事。
- 7 文化芸術事業の企画立案及び運営等に関する事。
- 8 各文化会館との連絡調整に関する事。
- 9 更埴文化会館、上山田文化会館及びアートまちかどの管理運営並びに利用許可に関する事。

#### 歴史文化財センター

- 1 文化財の保護及び活用に関する事。
- 2 文化財の調査及び活用に関する事。
- 3 文化財保護審議会及び文化財関係機関等に関する事。
- 4 博物館、文化施設及び史跡公園の設置及び廃止並びに財産の管理に関する事。
- 5 博物館、文化施設及び史跡公園の維持管理及び利用許可に関する事。
- 6 埋蔵文化財の保護及び活用に関する事。
- 7 埋蔵文化財の調査及び研究に関する事。
- 8 埋蔵文化財の収蔵に関する事。
- 9 収蔵施設の管理に関する事。

#### スポーツ課

- 1 スポーツ振興に係る施策の企画及び連絡調整に関する事。
- 2 スポーツ推進委員会に関する事。
- 3 社会体育、スポーツ教室、レクリエーション等の企画及び指導に関する事。
- 4 体育大会等の開催及び奨励に関する事。
- 5 スポーツ団体の育成指導に関する事。
- 6 スポーツ傷害賠償保険に関する事。
- 7 社会体育施設の整備及び営繕に関する事。
- 8 社会体育施設の設置、廃止及び財産の管理に関する事。
- 9 社会体育施設の利用許可に関する事。

#### 国スポ・全障スポ推進室

- 1 第82回国民スポーツ大会に関する事。
- 2 第27回全国障害者スポーツ大会に関する事。
- 3 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の準備、競技会の開催・運営に関する事。

(千曲市事務処理規則の一部改正)

第2条 千曲市事務処理規則(平成15年千曲市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「保育園長、子育て支援センター所長及びあすなろ園長」を「あすなろ園長、更埴文化会館長、上山田文化会館長、森將軍塚古墳館長及びさらしなの里歴史資料館長」に改める。

第8条中「、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を削る。

別表第2中

「

- 電気、電話、水道等の使用料並びに郵便料、保険料及び土地借上料の支出命令に係る事項
- 主管業務に関する手数料、使用料等の通知及び督促に係る事項
- 歳入の調定に係る事項
- 1件2,000,000円未満の支出負担行為及び支出命令に係る事項
- 食糧費に類するものの支出負担行為については、30,000円未満とする。
- 臨時職員及びこれに準ずる職員に定期的に支払う給料及び報酬等の支出命令に係る事項
- 千曲市職員の旅費に関する条例(平成15年千曲市条例第46号)に定める旅費の支出命令に係る事項
- 収入金及び支出金の科目、年度並びに会計更正に係る事項

」を

「

- 電気、電話、水道等の使用料並びに郵便料、保険料及び土地借上料の支出命令に係る事項
- 主管業務に関する手数料、使用料等の通知及び督促に係る事項
- 歳入の調定に係る事項
- 1件2,000,000円未満の支出負担行為及び支出命令に係る事項
- 食糧費に類するものの支出負担行為については、30,000円未満とする。
- 会計年度任用職員及びこれに準ずる職員に定期的に支払う給料及び報酬等の支出命令に係る事項
- 千曲市職員の旅費に関する条例(平成15年千曲市条例第46号)に定める旅費の支出命令に係る事項
- 収入金及び支出金の科目、年度並びに会計更正に係る事項

」に改める。

別表第3中

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療に関する事項</li> </ul> 高齢福祉関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業所の指定に係る事項</li> </ul>
次世代支援部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉の企画及び調整に関する重要な事項</li> <li>・子育て支援施策の企画及び調整に関する重要な事項</li> </ul>

」を

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療に関する重要な事項</li> </ul> 高齢福祉関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業所の指定に係る事項</li> </ul>
--	--

」に、

「

	下水道関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業及び農業集落排水事業の調査計画の立案に係る事項</li> </ul>
--	---

」を

「

	下水道関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業及び農業集落排水事業の調査計画の立案に係る事項</li> </ul>
文化観光スポーツ部長	観光関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光に係る施策の企画及び調整に関する重要な事項</li> </ul> 文化関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術の振興に係る施策の企画及び調整に関する重要な事項</li> </ul> 文化財関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づく許可申請に係る事項</li> <li>・千曲市文化財保護条例（平成15年千曲市条例第124号）及び千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年千曲市条例第28号）の規定に基づく現状変更の許可に係る事項</li> <li>・開発行為と埋蔵文化財保護の調整に係る事項</li> </ul> スポーツ関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの振興に係る施策の企画及び調整に関する重要な事項</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設の維持及び管理に関する重要な事項 国スポ・全障スポ関係</li> <li>・競技会の運営・開催に関する重要な事項</li> </ul>
--	---

」に、

「

情報政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報基盤の整備、管理及び運用に係る事項</li> <li>・情報システムの利用に伴うセキュリティ対策に係る事項</li> <li>・情報ネットワークの運用及び管理に係る事項</li> <li>・情報通信技術の活用による業務改善に係る事項</li> </ul>
--------	---

」を

「

情報政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報基盤の整備、管理及び運用に係る事項</li> <li>・情報システムの利用に伴うセキュリティ対策に係る事項</li> <li>・情報ネットワークの運用及び管理に係る事項</li> <li>・情報通信技術の活用による業務改善に係る事項</li> </ul>
公民共創推進室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民共創の推進に係る事項</li> <li>・開発案件の調査研究に係る事項</li> <li>・開発案件に関する関連事業、開発行為等の推進に係る事項</li> <li>・新戸倉体育館建設の推進に係る事項</li> </ul>

」に、

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪人登録票の作成、登録、削除及び更正に係る事項</li> <li>・犯罪人登録票の送付に係る事項</li> <li>・犯罪事項に関する通知及び照会に係る事項</li> <li>・印鑑の登録並びに登録の変更及び削除に係る事項</li> <li>・印鑑の登録拒否に係る事項</li> <li>・印鑑の証明及び証明の拒否に係る事項</li> <li>・成年被後見人、被保佐人及び破産者の宣告に基づく名簿の記載、削除及び更正に係る事項</li> <li>・身分、住所その他の証明に係る事項</li> <li>・埋葬、火葬及び改葬の許可並びに火葬場の使用に係る事項</li> <li>・人口動態調査票の作成及び保健所長への送付に係る事項</li> </ul>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊員募集に関する事項</li> <li>・高齢福祉年金諸届及び定時届の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金裁定請求書の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金資格得喪（諸届）の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金保険料の免除申請及び納付特例申請の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金事務費交付金の申請に係る事項</li> <li>・国民年金関係法令の定めるところによる関係機関に対する所定の事項の報告に係る事項</li> <li>・一般旅券の発給申請の受理及び交付に係る事項</li> <li>・個人番号カードの交付等に係る事項</li> </ul>
市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全の推進指導に係る事項</li> <li>・放置自転車等の措置に係る事項</li> <li>・自動車及び自転車等駐車場の利用許可に係る事項</li> <li>・交通災害共済組合への加入及び災害給付等に係る事項</li> <li>・市民参画及び協働推進に係る事項</li> <li>・区長会連合会に係る事項</li> <li>・コミュニティ振興に係る事項</li> </ul>
消費生活センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者保護活動に係る事項</li> </ul>

」を

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年被後見人、被保佐人及び破産者の宣告に基づく名簿の記載、消除及び更正に係る事項</li> <li>・身分、住所その他の証明に係る事項</li> <li>・埋葬、火葬及び改葬の許可並びに火葬場の使用に係る事項</li> <li>・印鑑の登録並びに登録の変更及び削除に係る事項</li> <li>・印鑑の登録拒否に係る事項</li> <li>・印鑑の証明及び証明の拒否に係る事項</li> <li>・犯罪人登録票の作成、登録、消除及び更正に係る事項</li> <li>・犯罪人登録票の送付に係る事項</li> <li>・犯罪事項に関する通知及び照会に係る事項</li> </ul>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態調査票の作成及び保健所長への送付に係る事項</li> <li>・自衛隊員募集に関する事項</li> <li>・個人番号カードの交付等に係る事項</li> <li>・一般旅券の発給申請の受理及び交付に係る事項</li> <li>・高齢福祉年金諸届及び定時届の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金裁定請求書の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金資格得喪（諸届）の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金保険料の免除申請及び納付特例申請の受付、審査及び進達に係る事項</li> <li>・国民年金事務費交付金の申請に係る事項</li> <li>・国民年金関係法令の定めるところによる関係機関に対する所定の事項の報告に係る事項</li> </ul>
市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯活動に係る事項</li> <li>・交通安全の推進に係る事項</li> <li>・市営入浴施設に係る事項</li> <li>・市民協働に係る事項</li> <li>・区長会連合会に係る事項</li> <li>・コミュニティ振興に係る事項</li> </ul>
消費生活センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と事業者間消費被害の相談及び救済に係る事項</li> </ul>

」に、

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者行為に係る損害賠償請求に関する事項</li> <li>・高齢者ヘルパーの派遣決定に係る事項</li> <li>・高齢者日常生活用具の給付又は貸与の決定に係る事項</li> <li>・独り暮らし老人等の短期保護又は施設入所の決定に係る事項</li> <li>・寝たきり老人等家庭介護者手当金の支給の決定に係る事項</li> </ul>
健康推進課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の資格得喪の決定に係る事項</li> <li>・国民健康保険の被保険者証 交付及び無効決定に係る事項</li> <li>・国民健康保険給付費支給の決定に係る事項</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療に係る事項</li> <li>・福祉医療給付金に係る事項</li> <li>・上に掲げるもののほか、給付申請書の審査及び支給決定に係る事項</li> <li>・健康増進法に基づく事業に関する事項</li> <li>・母子保健法に基づく事業に関する事項</li> <li>・不妊治療費助成事業に関する事項</li> <li>・感染症予防に関する事項</li> <li>・予防接種に関する事項</li> <li>・健康診査、各種検診、健康相談、健康管理及び保健指導に関する事項</li> <li>・健康管理及び保健指導に関する事項</li> <li>・歯科保健に関する事項</li> <li>・食育に関する事項</li> <li>・保健指導員会及び食生活改善推進委員会に関する事項</li> <li>・献血及び臓器移植の推進に関する事項</li> <li>・精神保健法に基づく市町村業務に関する事項</li> </ul>
人権・男女共同参画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権ふれあいセンターの管理運営及び利用許可に係る事項</li> <li>・男女共同参画社会の形成の促進に係る事項</li> <li>・人権教育及び啓発事業の推進に係る事項</li> <li>・人権教育集会所の管理に係る事項</li> </ul>
こども未来課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童入所施設（母子生活支援施設、助産施設）の入退所・委託等の承認に係る事項</li> <li>・児童手当及び児童扶養手当の認定支給に係る事項</li> <li>・特別児童扶養手当の進達に係る事項</li> </ul>
こども家庭センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センターの運営管理に係る事項</li> </ul>
保育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の管理運営及び保育料に係る事項</li> </ul>
産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会、博覧会、見本市等の出品勧誘又は出品計画の決定に係る事項</li> </ul>

」を

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者行為に係る損害賠償請求に関する事項</li> <li>・介護保険料の賦課に関する事項</li> <li>・高齢者ヘルパーの派遣決定に係る事項</li> <li>・高齢者日常生活用具の給付又は貸与の決定に係る事</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>項</li> <li>・ ひとり暮らし老人等の短期保護又は施設入所の決定に係る事項</li> <li>・ 寝たきり老人等家庭介護者手当金の支給の決定に係る事項</li> </ul>
健康推進課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険の資格得喪の決定に係る事項</li> <li>・ 国民健康保険の資格確認書交付及び無効決定に係る事項</li> <li>・ 国民健康保険給付費支給の決定に係る事項</li> <li>・ 後期高齢者医療に係る事項</li> <li>・ 福祉医療給付金に係る事項</li> <li>・ 上に掲げるもののほか、給付申請書の審査及び支給決定に係る事項</li> <li>・ 市民の保健事業に関する事項</li> <li>・ 感染症予防に関する事項</li> <li>・ 献血及び臓器移植の推進に関する事項</li> <li>・ 地域医療に関する事項</li> </ul>
人権政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権擁護委員に係る事項</li> <li>・ 犯罪被害者等支援に係る事項</li> </ul>
こども家庭センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども家庭センターの運営管理に係る事項</li> </ul>
商工課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会、博覧会、見本市等の出品勧誘又は出品計画の決定に係る事項</li> </ul>

」に、

観光課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園に仮営業、演劇又は興行を目的とする仮設建物を建設するための土地利用で10日以内の許可に係る事項</li> <li>・ 公園内での露店行商のための土地利用許可に係る事項</li> <li>・ 観光利用の推進に係る事項</li> <li>・ 自動車駐車場の利用の許可に係る事項</li> </ul>
ふるさと振興課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住・定住に係る事項</li> <li>・ ふるさと納税に係る事項</li> </ul>

」を

ふるさと振興課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住・定住に係る事項</li> <li>・ ふるさと納税に係る事項</li> </ul>
----------	---

」に、

建築課長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営繕工事の建築確認の申請その他の工事の実施に関する届出、報告等に係る事項</li><li>・ 建築基準法による建築申請書等の進達に係る事項</li><li>・ 市営住宅の修繕に係る事項</li><li>・ 市営住宅の入居者の選考、変更及び監理に係る事項</li><li>・ 市営住宅の入居者の入替え決定に係る事項</li><li>・ 入居者による住宅の模様替え又は増築の承認に係る事項</li><li>・ 敷金の調定及び督促に係る事項</li><li>・ 住宅を他の用途に転用することの承認に係る事項</li><li>・ 市営住宅入居許可及び縁故者同居の承認に係る事項</li><li>・ 入居者の名義変更に係る事項</li><li>・ 県営住宅入居申込公募に係る事項</li></ul>
------	--

」を

建築課長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営繕工事に係る事項</li><li>・ 建築基準法に道路証明等に係る事項</li><li>・ 市営住宅の修繕に係る事項</li><li>・ 市営住宅の入居者の選考、変更及び監理に係る事項</li><li>・ 市営住宅の入居者の入替え決定に係る事項</li><li>・ 入居者による住宅の模様替え又は増築の承認に係る事項</li><li>・ 敷金の調定及び督促に係る事項</li><li>・ 住宅を他の用途に転用することの承認に係る事項</li><li>・ 市営住宅入居許可及び縁故者同居の承認に係る事項</li><li>・ 入居者の名義変更に係る事項</li><li>・ 県営住宅入居申込公募に係る事項</li><li>・ 空き家対策に係る事項</li></ul>
------	--

」に、

上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 千曲市下水道受益者負担金に関する条例（平成 15 年千曲市条例第 199 号）及び千曲市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 15 年千曲市条例第 201 号）の規定による負担金及び分担金の徴収の猶予及び減免の決定に係る事項</li><li>・ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の測量設計に</li></ul>
--------	--

	<p>係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業及び農業集落排水事業の監督に係る事項</li> <li>・公共下水道受益者負担金等の調定及び賦課徴収に係る事項</li> <li>・公共下水道事業及び農業集落排水事業宅内排水設備の指定業者の決定及び取消しに関する事項</li> </ul>
--	--

」を

「

上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千曲市下水道受益者負担金に関する条例（平成 15 年千曲市条例第 199 号）及び千曲市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 15 年千曲市条例第 201 号）の規定による負担金及び分担金の徴収の猶予及び減免の決定に係る事項</li> <li>・公共下水道事業及び農業集落排水事業の測量設計に係る事項</li> <li>・公共下水道事業及び農業集落排水事業の監督に係る事項</li> <li>・公共下水道受益者負担金等の調定及び賦課徴収に係る事項</li> <li>・公共下水道事業及び農業集落排水事業宅内排水設備の指定業者の決定及び取消しに関する事項</li> </ul>
観光課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園に仮営業、演劇又は興行を目的とする仮設建物を建設するための土地利用で10日以内の許可に係る事項</li> <li>・公園内での露店行商のための土地利用許可に係る事項</li> <li>・観光利用の推進に係る事項</li> <li>・自動車駐車場の利用の許可に係る事項</li> </ul>
文化課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術施策の推進に係る事項</li> </ul>
歴史文化財センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の調整に係る事項</li> <li>・所管施設の使用許可に係る事項</li> <li>・埋蔵文化財保護協議及び発掘調査の実施に係る事項</li> </ul>
スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進員の会議及び研修に関する事項</li> <li>・スポーツ教室、レクレーション等の企画及び運営に関する事項</li> <li>・スポーツ団体等の育成に関する事項</li> <li>・スポーツ障害賠償保険に関する事項</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設の維持、管理及び運営に関する事項</li> <li>・スポーツ施設及び都市公園内の有料公園施設の利用許可及び利用料の徴収に関する事項</li> <li>・備品の貸し出しに関する事項</li> </ul>
国スポ・全障スポ推進室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知、啓発及び広報に関する事項</li> <li>・競技会の運営に関する事項</li> <li>・開催準備に係る輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事項</li> </ul>

」に

改める。

別表第3の2を次のように改める。

別表第3の2（第5条の2関係）

各課共通事項の特例

職名	専決事項
出張所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の諸願出に関する許認可に係る事項</li> <li>・所属職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定に係る事項</li> <li>・所属職員の旅行命令に係る事項</li> <li>・軽易又は定例の照会、届出、報告及び回答に係る事項</li> <li>・所属職員の超過勤務命令に係る事項</li> <li>・歳入の調定に係る事項</li> <li>・1件300,000円未満の支出負担行為及び支出命令に係る事項</li> <li>・施設の会計年度任用職員及びこれに準ずる職員に定期的に支払う給料及び報酬等の支出命令に係る事項</li> <li>・千曲市職員の旅費に関する条例に定める旅費の支出命令に係る事項</li> <li>・収入金及び支出金の科目、年度並びに会計更正に係る事項</li> <li>・施設の使用許可に係る事項（軽微なものに限る。）</li> <li>・所管に属する物品の一時的使用に係る事項（重要物品は除く。）</li> <li>・所属職員の日報及び外勤日誌類の検閲に係る事項</li> <li>・庁用車の使用に係る事項</li> <li>・歳入歳出外現金の調定及び支出命令に係る事項</li> </ul>
あすなる園長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の諸願出に関する許認可に係る事項</li> <li>・所属職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定に係る事項</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の旅行命令に係る事項</li> <li>・軽易又は定例の照会、届出、報告及び回答に係る事項</li> <li>・所属職員の超過勤務命令に係る事項</li> <li>・施設の使用許可に係る事項（軽微なものに限る。）</li> <li>・所管に属する物品の一時的使用に係る事項（重要物品は除く。）</li> <li>・所属職員の日報及び外勤日誌類の検閲に係る事項</li> <li>・庁用車の使用に係る事項</li> </ul>
更埴文化会館長 上山田文化会館長 森将軍塚古墳館長 さらしなの里歴史資料館長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽易又は定例の照会、届出、報告及び回答に係る事項</li> <li>・施設の使用許可に係る事項（軽微なものに限る。）</li> <li>・所管に属する物品の一時的使用に係る事項（重要物品は除く。）</li> <li>・所属職員の日報及び外勤日誌類の検閲に係る事項</li> <li>・庁用車の使用に係る事項</li> </ul>

備考 この表は、別表第2に掲げる各課共通事項の特例として専決できる範を定めたものである。

別表第4中

「

教育委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び選挙管理委員会の所掌に係る事項のうち教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長、学校給食センター所長、歴史文化財センター所長、小中学校長、総合教育センター所長、公民館長、図書館長、創造館長、古墳館長及び歴史資料館長並びに監査委員、公平委員会及び農業委員会の事務局長並びに選挙管理委員会の書記長に対して補助執行させる事項

(1) 教育部長

」を

「

教育委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び選挙管理委員会の所掌に係る事項のうち、こども・教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、学校給食センター所長、小中学校長、総合教育センター所長、公民館長、図書館長、創造館長、子育て支援センター所長及び保育園長並びに監査委員、公平委員会及び農業委員会の事務局長並びに選挙管理委員会の書記長に対して補助執行させる事項

(1) こども・教育部長

」に、

「

(2) 教育総務課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長、学校給食センター所長及び歴史文化財センター所長

」を

「

- (2) 教育総務課長、生涯学習課長、学校給食センター所長、人権・男女共同参画課長、こども未来課長及び保育課長

」に、

「

- (3) 小中学校長、総合教育センター所長、公民館長、図書館長、創造館長、古墳館長及び歴史資料館長（これらの職にある職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である場合を除く。）

」を

「

- (3) 小中学校長、総合教育センター所長、公民館長、図書館長、創造館長、子育て支援センター所長及び保育園長（これらの職にある職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である場合を除く。）

」に

改める。

別表第5中

「

### 3 教育長に委任する事項

- (1) 1件30,000,000円未満20,000,000円以上の支出負担行為に係る事項。ただし、食糧費に類するものの支出負担行為については、500,000円未満100,000円以上とする。
- (2) 学校給食用材料の支出負担行為及び支出命令に関する事。
- (3) 負担条件の伴わない1件100,000円未満50,000円以上の寄附の採納に係る事項
- (4) 1件10,000,000円未満3,000,000円以上の教育委員会の所掌に係る公有財産の取得又は処分に関する事。
- (5) 議会の議決を経るべき事件に関する事。
- (6) 条例及び予算の原案立案に関する事。
- (7) 教育委員会の所掌に係る使用料、手数料その他の市の収入の減免、徴収及び還付に関する事。
- (8) 教育委員会の所掌に係る公有財産の管理に関する事。
- (9) 教育委員会の所掌に係る物品の管理及び処分（小中学校長に委任する事項を除き、学校その他教育機関の所掌に係る物品の処分に限る。）に関する事。
- (10) 教育委員会の所掌に係る債権の取得、管理及び処分に関する事。

- (11) 教育委員会の所掌に係る不動産の借受け及びその管理に関すること。
- (12) 千曲市奨学基金の管理に関すること。
- (13) 私立学校（私立幼稚園を除く。）の振興に関すること。
- (14) 千曲市都市公園条例（平成 15 年千曲市条例第 194 号）に規定する都市公園のうち、次に掲げる公園施設及び有料公園施設の利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。
  - ア 更埴中央公園グラウンド及び更埴中央公園市民プール
  - イ 千曲橋緑地グラウンド及び千曲橋緑地マレットゴルフ場
  - ウ 平和橋緑地グラウンド、平和橋緑地ゲートボール場及び平和橋緑地マレットゴルフ場
  - エ 雨宮緑地グラウンド及び雨宮緑地マレットゴルフ場
  - オ 大西緑地公園野球場、大西緑地公園運動場及び大西緑地公園マレットゴルフ場
  - カ 戸倉千曲川緑地公園マレットゴルフ場
  - キ さらしなの里古代体験パーク
- (15) 千曲市上山田農業者トレーニングセンターの利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。
- (16) 千曲市戸倉インドアコートの利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。
- (17) 長野県戸倉野外趣味活動センターの利用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。
- (18) 千曲市屋代駅市民ギャラリーの利用許可並びに使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (19) 千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成 25 年千曲市規則第 16 号）に基づく申請書、届出書及び協議書・通知書の受付並びに許可書の交付に関すること。

」を

「

### 3 教育長に委任する事項

- (1) 1 件 30,000,000 円未満 20,000,000 円以上の支出負担行為に係る事項。ただし、食糧費に類するものの支出負担行為については、500,000 円未満 100,000 円以上とする。
- (2) 学校給食用材料の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (3) 負担条件の伴わない 1 件 100,000 円未満 50,000 円以上の寄附の採納に係る事項
- (4) 1 件 10,000,000 円未満 3,000,000 円以上の教育委員会の所掌に係る公有財産の取得又は処分に関すること。

- (5) 議会の議決を経るべき事件に関する事。
- (6) 条例及び予算の原案立案に関する事。
- (7) 教育委員会の所掌に係る使用料、手数料その他の市の収入の減免、徴収及び還付に関する事。
- (8) 教育委員会の所掌に係る公有財産の管理に関する事。
- (9) 教育委員会の所掌に係る物品の管理及び処分（小中学校長に委任する事項を除き、学校その他教育機関の所掌に係る物品の処分に限る。）に関する事。
- (10) 教育委員会の所掌に係る債権の取得、管理及び処分に関する事。
- (11) 教育委員会の所掌に係る不動産の借受け及びその管理に関する事。
- (12) 千曲市奨学基金の管理に関する事。
- (13) 私立学校（私立幼稚園を除く。）の振興に関する事。

」に

改める。

別表第6を次のように改める。

#### 別表第6（第8条関係）

##### 1 生活保護法第19条第4項の規定による委任事項

- (1) 同法第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関する事。
- (2) 同法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事。
- (3) 同法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関する事。
- (4) 同法第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示並びに同法第27条の2に規定する要保護者からの求めに基づく相談及び助言に関する事。
- (5) 同法第28条に規定する要保護者に関する報告の請求、立入調査及び検診の命令並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関する事。
- (6) 同法第29条に規定する書類の閲覧又は資料の請求及び報告の請求に関する事。
- (7) 同法第30条から第37条の2までに規定する保護の方法に関する事。
- (8) 同法第48条第4項に規定する届出の受理に関する事。
- (9) 同法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 同法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給に関する事。
- (11) 同法第55条の6に規定する被保護者に関する報告の請求に関する事。
- (12) 同法第55条の7第1項及び第2項に規定する被保護者就労自立支援事業の実施に関する事。
- (13) 同法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止又は廃止に関する事。
- (14) 同法第63条に規定する被保護者の返還すべき金額の決定に関する事。

- (15) 同法第 76 条第 1 項に規定する遺留金品の処分に関する事。
  - (16) 同法第 77 条から第 78 条の 2 までに規定する徴収金の徴収に関する事。
  - (17) 同法第 80 条に規定する保護金品の返還の免除に関する事。
  - (18) 同法第 81 条に規定する後見人の選任の請求に関する事。
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定において、その例によることとされる前項各号に掲げる法の規定による委任事項
- 3 児童福祉法の規定による委任事項
- (1) 同法第 22 条に規定する助産施設への入所に関する事。
  - (2) 同法第 23 条に規定する母子生活支援施設への入所及び保護に関する事。
- 4 身体障害者福祉法の規定による委任事項
- (1) 同法第 16 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の返還事由に係る知事への通知に関する事。
  - (2) 同法第 23 条に規定する売店設置に係る協議等に関する事。
- 5 法第 153 条第 2 項の規定による委任事項
- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に係る委任事項
    - ア 同法第 10 条の 4 の規定による居宅における介護等の措置に関する事。
    - イ 同法第 11 条第 1 項に規定する措置に関する事。
    - ウ 同法第 11 条第 2 項に規定する葬祭及び葬祭の委託に関する事。
    - エ 同法第 12 条の規定による措置の解除に係る説明等に関する事。
    - オ 同法第 27 条第 1 項に規定する遺留金品の処分に関する事。
    - カ 同法第 28 条第 1 項に規定する費用の徴収に関する事。
    - キ 同法第 36 条に規定する調査の囑託及び報告の請求に関する事。
  - (2) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の規定に係る委任事項
    - ア 同法第 5 条に規定する生活困窮者自立相談支援事業に関する事。
    - イ 同法第 6 条に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事。
    - ウ 同法第 7 条第 1 項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に関する事。
    - エ 同法第 7 条第 2 項第 2 号に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関する事。
    - オ 同法第 18 条第 1 項に規定する不正利得の徴収に関する事。
    - カ 同法第 21 条第 1 項に規定する報告等の命令又は質問に関する事。
    - キ 同法第 22 条第 1 項に規定する文書の閲覧及び資料の提供の請求並びに報告の請求に関する事。
    - ク 同法第 22 条第 2 項に規定する報告の請求に関する事。
  - (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に規定す

る障害児福祉手当、特別障害者手当の支給、受給資格の認定及び調査に関すること並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）に基づく福祉手当の支給に関すること。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7（第 9 条関係）

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の規定による事項

- (1) 同法第 12 条に規定する農業経営改善計画の認定に関すること。
- (2) 同法第 17 条第 1 項に規定する農業経営基盤強化促進事業に関すること。

（千曲市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 千曲市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（平成 15 年千曲市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項の表中

「

教育部長
------

」を「

部長
----

」に改める。

（千曲市出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正）

第 4 条 千曲市出納員及びその他の会計職員設置規則（平成 15 年千曲市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

出納員等の設置箇所及びその職

設置箇所	出納員となるべき者	現金取扱員、物品取扱員となるべき者
総務課	課長	総務課に勤務する職員
秘書広報課	課長	秘書広報課に勤務する職員
財政課	課長	財政課に勤務する職員
税務課	課長	税務課に勤務する職員
債権管理課	課長	債権管理課に勤務する職員
危機管理防災課	課長	危機管理防災課に勤務する職員
総合政策課	課長	総合政策課に勤務する職員
管財契約課	課長	管財契約課に勤務する職員
情報政策課	課長	情報政策課に勤務する職員
公民共創推進室	室長	公民共創推進室に勤務する職員
市民課	課長	市民課に勤務する職員
市民生活課	課長	市民生活課に勤務する職員

消費生活センター	所長	消費生活センターに勤務する職員
環境課	課長	環境課に勤務する職員
福祉課	課長	福祉課に勤務する職員
高齢福祉課	課長	高齢福祉課に勤務する職員
健康推進課	課長	健康推進課に勤務する職員
人権政策課	課長	人権政策課に勤務する職員
こども家庭センター	所長	こども家庭センターに勤務する職員
商工課	課長	商工課に勤務する職員
産業支援センター	所長	産業支援センターに勤務する職員
農林課	課長	農林課に勤務する職員
ふるさと振興課	課長	ふるさと振興課に勤務する職員
道路河川課	課長	道路河川課に勤務する職員
建築課	課長	建築課に勤務する職員
都市計画課	課長	都市計画課に勤務する職員
上下水道課	課長	上下水道課に勤務する職員
観光課	課長	観光課に勤務する職員
文化課	課長	文化課に勤務する職員
歴史文化財センター	所長	歴史文化財センターに勤務する職員
スポーツ課	課長	スポーツ課に勤務する職員
国スポ・全障スポ推進室	室長	国スポ・全障スポ推進室に勤務する職員
会計課	課長	会計課に勤務する職員
議会	次長	議会事務局に勤務する職員
選挙管理委員会	書記長	選挙管理委員会事務局に勤務する書記
監査委員	事務局長	監査委員事務局に勤務する書記
公平委員会	事務局長	公平委員会事務局に勤務する書記
農業委員会	事務局長	農業委員会事務局に勤務する職員
教育委員会	教育総務課長	教育委員会事務局に勤務する職員及び
	生涯学習課長	
	第1 学校給食センター 所長	
	第2 学校給食センター 所長	
	人権・男女共同参画課長	

	こども未来課長
	保育課長

(千曲市差別撤廃人権擁護条例施行規則の一部改正)

第5条 千曲市差別撤廃人権擁護条例施行規則(平成15年千曲市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部人権・男女共同参画課」を「こども・教育部人権・男女共同参画課」に改める。

(千曲市債権管理条例施行規則の一部改正)

第6条 千曲市債権管理条例施行規則(平成20年千曲市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

企画政策部長
市民環境部長
健康福祉部長
次世代支援部長
建設部長
経済部長
教育部長
議会事務局長

」を

「

企画政策部長
市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
経済部長
文化観光スポーツ部長
こども・教育部長
議会事務局長

」に改める。

(千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正)

第7条 千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成25年千曲市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(審議会の会長及び副会長)



「 (宛 先) 千 曲 市 長 千曲市教育委員会 」を 「 (宛 先) 千 曲 市 長 」に、

「 (5) その他市長及び教育委員会が必要と認める資料 」を 「 (5) その他市長が必要と認める資料 」に改める。

(千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第8条 千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則(平成28年千曲市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「許可申請」を「予約」に改め、「自動的に」を削り、同項に次の2号を加える。

- (4) 千曲市体育施設条例施行規則(令和7年千曲規則第30号)
- (5) 千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則(令和7年千曲規則第31号)

第12条中「社会体育施設」を「体育施設」に改める。

第14条中「又は千曲市都市公園条例施行規則」を「、千曲市都市公園条例施行規則、千曲市体育施設条例施行規則又は千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第9条関係)

施設名称	施設サブ名称	抽選対象施設の該当
戸倉インドアコート	テニスコート	無
上山田農業者トレーニングセンター	アリーナ	有
千曲橋緑地グラウンド	グラウンドA	有
	グラウンドB	有
	グラウンドC	有
更埴中央公園グラウンド	グラウンド	有
平和橋緑地グラウンド	グラウンド	有
雨宮緑地グラウンド	グラウンド	有
大西緑地公園野球場	グラウンド	有
大西緑地公園運動場	サッカー場・陸上競技場	有
	剣道場	無

	柔道場	無
勤労者体育センター	アリーナ	有
東部体育館	アリーナ	有
戸倉体育館	アリーナ	有
	剣道場	無
	柔道場	無
更埴テニスコート	テニスコート	無
東部テニスコート	テニスコート	無
千曲市弓道場	射場	無
上山田多目的運動場	テニスコート・ゲートボール場	有
千曲市サッカー場	サッカー場	有
千本柳運動場	グラウンド	有
戸倉体育館グラウンド	グラウンド A	有
	グラウンド B	有
萬葉の里スポーツエリア	野球場 A	有
	野球場 B	有
	少年野球場	有
	サッカー場・陸上競技場	有
千曲市戸倉上山田つばさ体育館	アリーナ	無

様式第 2 号中

「

<p>千曲市体育施設予約システム利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムから施設の予約をする際は、ログイン ID とパスワードが必要です。</li> <li>・代表者等の登録情報が変更になった場合は、速やかに千曲市スポーツ振興課へ届け出てください。</li> <li>・迷惑メール設定をしている場合は、【@pref.nagasaki.lg.jp】のドメインを受信できるようにしてください。</li> <li>・本登録証を紛失した場合は、千曲市スポーツ振興課へ申し出てください。登録証を再発行いたします。</li> </ul>
---

」を

「

## 千曲市体育施設予約システム利用について

- ・システムから施設の予約をする際は、ログイン ID とパスワードが必要です。
- ・代表者等の登録情報が変更になった場合は、速やかに市に届け出てください。
- ・迷惑メール設定をしている場合は、【@pref.nagasaki.lg.jp】のドメインを受信できるようにしてください。
- ・本登録証を紛失した場合は、市に申し出てください。登録証を再発行いたします。

」に

改める。

(千曲市保育所条例施行規則等の廃止)

第9条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 千曲市児童館条例施行規則（平成 15 年千曲市規則第 48 号）
- (2) 千曲市子ども手当事務取扱規則（平成 22 年千曲市規則第 13 号）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに廃止前の千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 9 号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりなされた決定、手続その他行為については、同条の規定による改正後の千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の前日に、廃止前規則の規定により作成した様式は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができる。  
(千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の日の前日までに、第 8 条の規定による改正前の千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の規定によりなされた決定、手続その他行為については、同条の規定による改正後の千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。